

会議録（要点筆記）

会 議 名	第7回米原市自治基本条例推進委員会
開 催 日 時	平成27年5月22日（金）午後4時00分～午後5時30分
開 催 場 所	米原庁舎 会議室2A
出席者および欠席者	出席者：今川委員、福永委員、福井委員、安田委員、保正委員 垣見委員、戸田委員 事務局：山田理事、小寺課長補佐、森川主査、関沢 傍 聴：なし 欠席者：井上委員、岩山委員、吉原委員
議 題	市民投票条例について
結 論	<ul style="list-style-type: none"> ・この推進委員会では条例案まで作成するのではなく、指針を提示することが目的であったが、条例案を前提として議論した方が最終段階まで議論しやすいため、意見書として条例案検討までを行うこととする。 ・委員会の意見書の方向としては常設型の条例が必要であるとまとめる。 ・条例に含むべき条件について、市民発議の要件として1／3以上の連署が必要で、請求手続の要件を満たせば住民投票の実施を決定するものとする。 ・議員発議の要件としては、議員の定数の1／12以上の者の賛成を得て議員提案され、出席議員の過半数の賛成により議決したときは住民投票の実施を決定する。 ・住民投票を実施した際の成立要件としては、投票資格者の総数の1／2を満たした時に成立する。成立しない場合にあっても意向確認として開票は行うこととする。 ・住民投票が実施された同一事項への請求は、結果が告示された日から2年を経過するまではできないこととする。 ・意見書としてまとめるときには、条例案の前文や目的に、大本には自治基本条例があり、その精神を盛り込む。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	<p>1 理事挨拶</p> <p>計画では今回を含めて残り2回。まとめていくためにも、未決定事項を中心に議論していただきたい。</p> <p>2 議題</p> <p>①前回のまとめ ⇒資料1に基づき事務局から説明</p> <p>②委員会としてどのような結論とするか ⇒資料2に基づき事務局から説明</p> <p>委 員：どうしても市民と市政との距離を感じる。意識を変えるためにも条例はあった方がよい。</p>

委員：色々な方と話をすると、常設型が必要かどうかどちらでもよいという意見を聞くが、市政に対しての意識付けには繋がる。市民としての自覚を促すものであり、そういうことから必要とを感じる。

委員：条例はあったほうがよいが、他市のようにまちを2分化する恐れもある。あくまで最終手段であることを重視したい。

委員長：市政に関心を持ってもらうことは重要。常設型の条例が必要とのことでまとめる。

③条例に含むべき未決定事項の整理

委員長：この推進委員会では条例案まで作成するのではなく、指針を提示することが目的であったが、条例案を前提として議論した方が最終段階まで議論しやすいため、意見書として条例案検討までを行うこととする。

⇒資料3に基づき事務局から説明

事務局：議論が必要な要件を明確にするためにこれまでの議論の内容を他市の条例を参考に当てはめたもので、あくまで検討用の資料として作成したものである。議論が必要な部分は網掛けをしているが、他の要件についても議論いただきたい。

事務局：また、追加資料として、他市の住民投票の発議要件を本市に当てはめた場合、署名人数や発言できる議員賛成数などを表したものである。この資料と照らし合わせながら議論いただきたい。

委員：住民投票の成立要件について1/2は妥当か。

事務局：他市のパターンからすると、1/2以上で成立し、さらに不成立の場合でも開票するものとしがないものがある。1/3以上というところもある。

委員：二者択一を決めることなので1/2以上は必要だろう。

委員：議論された上での住民投票であるため、1/2は必要である。

(住民発議の場合)

委員：市民からの発議要件は1/3以上の署名が必要ではないか。

委員：大事なことなので1/3はあってもよい。

委員：他市では1/10という要件もあるが。

事務局：有権者数が100万人を超える状況から、実現可能なところで定められていると考えられる。

委員長：市民からの住民投票の発議については1/3以上の署名が必要で、実施した場合の成立要件としては1/2以上とし、これまでの意見でもあったが意識の確認として成立要件を満たさなくとも開票は行うこととまとめる。

委員長：住民投票の請求があった場合、住民投票の実施を決定するか、他の市

で事例があるように、請求があった上でさらに市長や議会で判断を下すのかについてはいかがか。

委員：初めの署名が少なく設定されている市町は、署名を提出した後、さらに市長や議会が住民投票を実施するか判断することとなっていることもある。

委員：市民発議の場合、先ほど決めた要件では1/3以上の署名が必要としており、かなり厳しい要件であるため、該当すれば実施するとすべきである。

委員：厳しい要件を設定している市町は、条例にも請求があった場合、住民投票を実施しなければならないという表現になっている。

(議会発議の場合)

委員：議員発議について、議案の提出は簡単にできた方がよい。そこからさらに出席議員の人数要件賛成をもって承認を得なければ住民投票が実施できないこととなっている。人数を集めなければ議案が出せないというのはデメリットではないか。

委員：議員から発議されることは少ないのではないか。

委員：条例に定めてあれば発議しやすいのではないか。

委員：提案できるのは1/12でよいのではないか。

委員長：議会発議の要件について意見をまとめると、提案は1/12の賛成をもって提案でき、他市のように出席議員の過半数の賛成がなければ住民投票の請求ができないとまとめる。

(住民投票に付すべき事項について)

事務局：これまでから議論いただいているが、住民投票するにふさわしくない事項について再度検討いただきたい。

委員：どのようなものが考えられるか。

事務局：国に権限があるものや、特定の住民にメリットやデメリットがあるもの、市役所内部の話などはふさわしくない。これは例として資料に記載しているが、他に考えられるものについて議論いただきたい。

委員：署名が集まると住民投票を実施するとなる場合、住民投票にふさわしくない事項を検討しとかなければ、署名が集まれば実施されてしまうという懸念がある。

委員：ゴミの処分地問題など反対はできないのか。

委員：一部の地域のことであれば住民投票としてはふさわしくないが、反対することはできる。

事務局：今の意見を例に例えると、市内のどこかにゴミの処分地を作らなければならないとなったときに住民投票をしてしまうと、人口の少ないと

ころに決まってしまう。そういう案件は住民投票にふさわしくないのではないか。

委員長：意思決定の在り方の問題である。

委員長：市の権限に属さない事項でも、意思表示が必要な場合は住民投票の対象とするとしてよいか。

委員：身近なものでは、火葬場やクリスタルプラザもそろそろ次の場所を検討しなければならないようである。そういったときに考えなければならないかもしれない。

(市長発議について)

委員：他市町の状況で、住民投票条例においては市長や議会から発議できないとされているところもあるが、どういうことから発議できないとされているのか。

委員長：1つの理由としては、個別型でも実施できるため、ここでは含めていないということがあり得る。

事務局：なぜかというところは、次回までに調べておく。

(まとめとして)

委員長：意見書としてまとめるに当たり、この議論の大本には自治基本条例があり、住民参画や協働を積極的にうたっているのも、その精神を**条例案の前文**や目的に組み込むことで米原らしさを表現できないかと考える。意思決定過程を見直し、民主的な意思決定過程の充実を絶えず図り、適切な意思決定をしていく。しかしながら、それでもできない場合に最終的な手段として条例があるということで、住民の混乱を防ぎ、やらなくて済むのであればそれに越したことはないという思いが伝えられるのではないかと考える。そもそも住民投票が起こらないようにすることも重要であり、その認識を高める必要がある。

(意見交換)

委員：**大阪の場合は法律に基づいて住民投票が行われたが**、僅差で決定してしまうというのは怖いと思った。

委員長：この案件は法律で**住民投票の前に**、市議会と府議会の議決が必要になっている。

委員：民主主義は多数決ではないとあった。住民投票で極端に片方になるというのではなく、十分に話し合いができるということが前提にあると感じた。

委員：違う意見も聞けるようにならなければならない。

	<p>(協議内容確認)</p> <p>委員長：本日の協議内容の確認を行う。</p> <p>① 条例案の前文もしくは目的に自治基本条例の精神を盛り込む。</p> <p>② 投票資格者の要件は満18歳以上、外国人の要件は永住外国人または特別永住者もしくは日本に3年以上居住している外国人とする。</p> <p>③ 住民投票の住民発議は1/3以上の連署をもって請求できる。</p> <p>④ 議会発議は1/12以上の賛成で発議でき、議決は過半以上必要。</p> <p>⑤ 住民投票に付することができる事項については、方向性としてはこのとおりとするが、解説に具体的に盛り込む内容あれば意見を事務局まで提出する。</p> <p>⑥ 住民投票の請求要件を満たせば、さらに実施の判断をするのではなく、住民投票を実施する。</p> <p>⑦ 住民投票の成立要件は投票資格者の総数の1/2以上とし、成立しない場合にあっても開票は行う。</p> <p>⑧ 実施されたものと同じ案件の住民投票は、2年が経過するまで請求できない。</p> <p>この内容で間違いないか。</p> <p>委員：異議なし。</p> <p>委員長：他に気付いた点があれば次回までに事務局に連絡をすること。</p> <p>3 その他</p> <p>事務局：次回開催は、8月頃を予定している。</p>
--	--

会議の公開・非公開の別	<p>■公開 傍聴者： <u>0人</u></p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p><input type="checkbox"/>非公開</p> <p>一部公開または非公開とした理由</p> <p>()</p>
会議録の開示・非開示の別	<p>■開示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示 (根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/>非開示 (根拠法令等：)</p>
全部記録の有無	<p>会議の全部記録 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>録音テープ記録 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>
担当課	政策推進課 (内線91-245)